

令和8年2月農業委員会総会議事録

日 時 令和8年2月27日（金曜日） 議事開始 午前8時55分

場 所 えびの市役所本庁 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】

稲田 優	竹下 助範	山下 正成	森永 良仁
新原 正次	岩屋 美智子	増田 賢造	田中 雄策
田上 みゆき			

【農地利用最適化推進委員】

永田 利広	津口 えりこ	坂元 清美	下原 小夜子
山野 真澄	杉元 義男	庄村 里世	中津 富夫
米倉 千春	土器 三紀夫	中津 ゆみ子	山口 長徳
鶴田 幸一	園田 義保	吐師 伸次郎	吉田 尚美
上村 ゆかり			

欠席委員

農業委員 前原 幸太郎

農地利用最適化推進委員 宮田 吉人

事務局職員

事務局長 木原 俊一郎

事務局長補佐 川上 大輔

農地調整係長 松田 篤志

農地調整係主査 宮原 直子

農地調整係主任主事 中村 清人

農地調整係主事 遠目塚 壘

議 題

報告第16号 農地等の合意解約について

議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第52号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定等）について

議案第53号 農用地利用集積等促進計画（所有権移転）について

議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第55号 非農地証明願いについて

議案第56号 非農地判断について

<p>事務局長</p>	<p>ただいまから、令和8年2月定例農業委員会総会を開催します。 委員の皆様、ご起立をお願いします。 一同礼。(一同礼) おはようございます。 ご着席ください。 まず初めに、会長より挨拶と会務報告をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(挨拶並びに会務報告) 次に、委員の出席状況を報告します。 本日は、前原委員と宮田委員から欠席する旨の届け出がありましたので報告します。 よって、ただいまの出席者は、農業委員9名、農用地利用最適化推進委員17名で、定足数に達しています。</p>
<p>議長 (会長)</p>	<p>これより会議を開きます。 議事に入る前に、議事録署名委員に森永委員と増田委員を指名します。 それでは、ただいまから今月の議事に入ります。 報告第16号、並びに議案第51号から議案第56号までを議題とします。 事務局長に議案の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局長 議長 (会長)</p>	<p>はい、事務局長。 (議案朗読) ただいま議案の朗読は終わりました。 これより報告並びに議案の審議に入ります。 まず報告第16号農地等の合意解約について、事務局から説明をお願いします。 はい、事務局。</p>

事務局	<p>それでは、報告第16号、農地等の合意解約について説明します。</p> <p>議案書1ページをお開きください。</p> <p>今月の合意解約件数は25件です。</p> <p>それでは説明します。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>今月の総会案件と関連がないものについてのみ説明します。</p> <p>整理番号1番から3番ですが、今後売却する予定のため解約するものです。</p> <p>整理番号4番および5番ですが、農地条件が悪いため解約するものです。</p> <p>整理番号6番および7番ですが、公共事業実施のため解約するものです。</p> <p>整理番号8番から10番ですが、農地条件が悪いため、解約するものです。</p> <p>続きまして3ページをご覧ください。</p> <p>整理番号11番ですが、農地条件が悪いため解約するものです。</p> <p>続きまして、4ページをご覧ください。</p> <p>整理番号25番ですが、今後売却する予定のため解約するものです。</p> <p>以上ご報告します。</p>
議長（会長）	<p>はい、ただいま事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより審議に入ります。</p> <p>ここで、報告第16号、整理番号4番の申出人の1人が、〇〇委員が役員を務める法人です。</p> <p>よって、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>〇〇委員の退席をお願いします。</p> <p>（〇〇委員 退席）</p> <p>それでは、報告第16号整理番号4番について、各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>〇〇委員の退席を解きます。</p> <p>（〇〇委員 着席）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>次に、整理番号4番を除く報告第16号について、各委員からの質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>質疑がないようですので、報告第16号の質疑を終結します。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に、議案に入ります。議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局から説明をお願いします。</p> <p>はい、事務局。</p> <p>それでは、議案第51号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>議案書5ページをご覧ください。</p> <p>今月の許可申請件数は、所有権移転13件となります。</p> <p>申請人の住所、氏名は省略して、申請内容については概略を説明します。</p> <p>次の6ページをご覧ください。</p> <p>それでは説明します。</p> <p>整理番号1番。</p> <p>田1筆、862平米の売買です。</p>

	<p>総額〇〇円です。</p> <p>整理番号2番。</p> <p>田1筆、2727平米の売買です。</p> <p>総額〇〇〇円です。</p> <p>備考欄のとおり、増田委員の掘り起こしです。</p> <p>整理番号3番。</p> <p>畑1筆、574平米の贈与です。</p> <p>備考欄のとおり、2名の共有地です。</p> <p>次の7ページをご覧ください。</p> <p>整理番号4番。</p> <p>畑1筆、244平米の売買です。</p> <p>総額〇〇円です。</p> <p>備考欄のとおり、山口委員の掘り起こしです。</p> <p>整理番号5番。</p> <p>田1筆、1657平米の売買です。</p> <p>総額〇〇〇円です。</p> <p>備考欄のとおり、農地所有適格法人による取得です。</p> <p>続きまして、次の8ページをご覧ください。</p> <p>整理番号6番。</p> <p>田1筆、230平米の売買です。</p> <p>総額〇〇円です。</p> <p>備考欄のとおり、農地所有適格法人による取得です。</p> <p>整理番号7番。</p> <p>田1筆、133平米の売買です。</p> <p>総額〇〇円です。</p> <p>備考欄のとおり、農地所有適格法人による取得です。</p> <p>整理番号8番。</p> <p>8ページから9ページとなります。</p>
--	---

<p>議長（会長）</p>	<p>田2筆、3264平米の売買です。 総額〇〇〇円です。 整理番号9番。 9ページから10ページとなります。 田4筆、2706平米の売買です。 総額〇〇〇円です。 整理番号10番。 田2筆、574平米の贈与です。 次の11ページをご覧ください。 整理番号11番。 田1筆、畑3筆、3976平米の贈与です。 農地を新規で取得されますので、営農計画書があわせて提出されています。 次の12ページをご覧ください。 整理番号12番。 田2筆、1528平米の売買です。 総額〇〇〇円です。 整理番号13番。 12ページから13ページとなります。 畑3筆、3361.54平米の売買です。 総額〇〇〇円です。 以上所有権移転13件です。 ただいま事務局の説明が終わりました。 ここで、議案第51号については、各担当委員に現地確認等をしていただいています。 農地の現地確認と申請人「受け人」の確認の状況について、各委員から報告をしていただきます。 それでは、所有権移転、整理番号1番の農地の報告を増田委員</p>
---------------	---

増田委員	<p>に、申請人「受け人」の報告を鶴田委員にお願いします。</p> <p>まずは、農地の報告を増田委員にお願いします。</p> <p>はい、増田委員。</p> <p>農地の調査について報告します。</p> <p>申請農地は、〇〇〇自治会にあります。</p> <p>基盤整備はしてありません。</p> <p>農地の形状ですが、悪く三角形です。</p> <p>周辺一帯は、田んぼと畑に囲まれています。</p> <p>日照は良好です。</p> <p>接道は不良です。</p> <p>道路の幅が極端に狭いです。</p> <p>用排水の状況は良好です。</p> <p>申請農地の作付状況は、飼料作物が植えてありました。</p> <p>トウモロコシだと思います。</p> <p>以上報告します。</p>
議長（会長）	<p>次に、申請人「受け人」の報告を鶴田委員にお願いします。</p> <p>はい、鶴田委員。</p>
鶴田委員	<p>整理番号1番について報告します。</p> <p>受け人の営農状況は、乳用牛が主体の酪農経営です。</p> <p>申請地は未整理田で、形状はあまり良くありません。</p> <p>乳用牛の飼料作物がほとんどなので、農地の形状にはこだわらないということでした。</p> <p>地域との調和については、譲受人は営農も一生懸命に取り組まれており、問題ないと判断しました。</p>
議長（会長）	<p>次に、所有権移転、整理番号2番の農地および申請人「受け人」の報告を増田委員にお願いします。</p> <p>はい、増田委員。</p>
増田委員	<p>整理番号2番の農地について説明します。</p>

	<p>農地は、〇〇自治会内にあります。</p> <p>基盤整備は済んでいます。</p> <p>農地の形状ですが、良いです。</p> <p>申請農地周辺一帯は、田んぼと畑、山林で、田んぼと山林に囲まれています。</p> <p>少し窪んだところにあります。</p> <p>日照はやや良好です。</p> <p>接道は良好です。</p> <p>用排水も良好です。</p> <p>申請農地の作付は、水稻を作付けされるそうです。</p> <p>続きまして、受け人について報告します。</p> <p>受け人は、〇〇自治会にいらっしゃいます。</p> <p>営農状況は専業です。</p> <p>稲作と栗を中心にされています。</p> <p>栗が特に広いです。</p> <p>また、渡し人との関係は他人です。</p> <p>後継者本人です。</p> <p>取得後の利用状況は、田んぼとして利用されるそうです。</p> <p>申請農地の所有農地の畦畔の管理は良好です。</p> <p>地域との調和も良好です。</p> <p>次に、整理番号3番の農地および申請人「受け人」の報告を、津口委員にお願いします。</p>
議長（会長）	はい、津口委員。
津口委員	<p>整理番号3番の農地1筆について報告します。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇自治会にあります。</p> <p>〇〇〇〇の公民館を東に300メートル行ったところに、申請地はあります。</p> <p>基盤整備が行われた農地で、形は長方形です。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>現在は、イタリアンが作付けされていきました。 東側は杉、竹、南側は宅地、西側は農地、北側は道路です。 日照、接道、用排水は良好です。 続いて、受け人について報告します。 受け人は、〇〇〇自治会に住んでおられます。 受け人の営農状況は、稲作と繁殖牛の複合経営です。 渡し人との関係は知人です。 後継者はいらっしゃいます。 地域との調和について、受け人は営農にも一生懸命取り組まれて所有農地の管理も行き届いており、何ら問題ないと判断しました。 次に、整理番号4番の農地および申請人「受け人」の報告を山口委員にお願いします。</p>
<p>山口委員</p>	<p>はい、山口委員。 申請農地の報告をします。 整理番号4番の農地計2筆について、報告します。 田んぼについては、申請農地は〇〇自治会内にあります。 基盤整備済みで、申請農地周辺の状況は水田です。 〇〇〇から北に〇〇〇〇の東側の入口までの途中まで進みます。 その東口から40メートル手前から西に向かって道が走っています。 60メートルほど行きますと、右側に小さな田んぼがありますが、その田んぼであります。 この田んぼは、持ち主が高齢のため長年草が茂っているような状況でしたが、受け人が草払いして焼いてありました。 続いて、畑の状況をお知らせします。 〇〇〇〇の東口の入口から約120メートル、駐車場を西の方</p>

<p>議長（会長）</p> <p>鶴田委員</p>	<p>に行きます。</p> <p>フェンス越しに南の方に小屋がありますが、その小屋は受け人の小屋でありまして、トラクターやコンバインを収納する倉庫となっています。</p> <p>その畑は、その西側に竹と雑木が生えた状態です。</p> <p>竹と雑木が生えていまして、持ち主が8名いるそうですが、すべて耕作はしてありません。</p> <p>そういう状況であります。</p> <p>続いて、受け人の状況を話します。</p> <p>整理番号4番の受け人の状況について、報告します。</p> <p>受け人の営農状況、稲作と繁殖牛の複合経営です。</p> <p>繁殖牛を〇〇頭飼ってるそうです。</p> <p>地域との調和については、受け人は専業農家で後継者もあり、後継者については、ただいま〇〇歳の娘とその夫が〇〇で仕事をしておりましたが、辞めてうちに帰ってきています。</p> <p>後継者もあり、所有農地の管理も行き届いており問題ないと判断いたしました。</p> <p>次の整理番号5番の農地の報告を鶴田委員に、申請人「受け人」の報告を中津ゆみ子委員にお願いします。</p> <p>まずは、農地の報告を鶴田委員にお願いします。</p> <p>はい、鶴田委員。</p> <p>整理番号5番の申請地は、〇〇自治会内にあり、申請農地は〇〇〇〇川の〇〇橋のすぐ手前を左に50メートルぐらい行ったところにあります。</p> <p>位置としましては、〇〇〇〇〇〇のすぐ後ろの方にあたります。</p> <p>農地の形状は南北に細長く、あまり良くありません。</p> <p>また、接道に支障はないのですが、用排水が悪いようです。</p>
---------------------------	--

<p>議長（会長）</p>	<p>去年は、水稻が植えられたようです。 以上報告を終わります。</p>
<p>中津ゆみ子委員</p>	<p>次に、申請人「受け人」の報告を中津ゆみ子委員にお願いします。 す。 はい、中津ゆみ子委員。 受け人について報告します。 整理番号5番、6番、7番は一緒の受け人のため、まとめて報告します。 営農状況は専業です。 後継者はいます。 渡し人との関係は、3人とも他人だそうです。 取得後の利用状況は水田です。 所有農地の畦の管理も良好で、地域との調和についても問題ないと判断しました。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>次に、整理番号6番の農地の報告を岩屋委員に、申請人「受け人」の報告は、ただいま説明していただいたとおりです。 農地の報告を岩屋委員にお願いします。</p>
<p>岩屋委員</p>	<p>はい、岩屋委員。 整理番号6番について報告します。 申請農地は、〇〇自治会内にあります。 申請農地は、〇〇〇〇から西へ50メートルくらい行ったところの〇〇に立っている〇〇から、南側に30メートル行った川内川の河川敷のそばにあります。 基盤整備済みで、周囲一帯は水田で、受け人の農地のすぐ隣です。 日照、接道、用排水も良好です。 以上報告します。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>次に、整理番号7番の農地の報告も岩屋委員にお願いします。</p>

<p>岩屋委員</p>	<p>受け人の報告は省略します。 岩屋委員お願いします。 整理番号7番について報告します。 この整理番号7番は、整理番号6番のすぐ隣にあります。 申請農地の状況は、整理番号6番と全く同じです。 受け人の農地がすぐ隣ですので、1枚の田んぼになっていました。 6番、7番の2筆ともきれいに耕起してありました。 以上報告します。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>次の整理番号8番の農地の報告を吉田委員に、申請人「受け人」の報告を下原委員にお願いします。 まずは、農地の報告を吉田委員にお願いします。 はい、吉田委員。</p>
<p>吉田委員</p>	<p>整理番号8番の農地計2筆について、報告します。 申請農地は、〇〇自治会内にあります。 〇〇〇〇〇〇〇のすぐ北側にあります。 基盤整備はされてありませんが、農地の形状は良く、四角です。 申請農地周辺は、宅地と水田が混在した場所です。 日照、接道、用排水も良好です。 調査に行った時は、田んぼは耕されてありました。 以上報告します。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>次に、申請人「受け人」の報告を下原委員にお願いします。 はい、下原委員。</p>
<p>下原委員</p>	<p>整理番号8番の受け人の状況について報告します。 受け人の営農状況は、稲作主体の兼業農業者です。 地域との調和については、兼業ではありますが、営農も一生懸命取り組まれ、所有農地の管理も行き届いており問題ないと判</p>

議長（会長）	<p>断します。</p> <p>また、今回買われた農地のすぐ西側が遊休地になっているため、自分が除草して作ってもいいと言ってくさっています。</p> <p>次に、整理番号9番の農地および申請人受け人の報告を、吐師委員にお願いします。</p>
吐師委員	<p>はい、吐師委員。</p> <p>それでは、整理番号9番の申請農地について報告します。</p> <p>申請農地は、〇〇〇地区にあります。</p> <p>飯野の〇〇〇〇〇〇〇から北の方に入ってすぐのところに2筆、それから300メートルぐらい入ったところに2筆、計4筆あります。</p> <p>基盤整備されてありません。</p> <p>農地の形状は、2筆については長方形の良い形状ですが、〇〇字〇〇〇〇〇〇番は三角形の形状です。</p> <p>また、〇〇〇字〇〇〇〇番はだ円形で、ちょっと形状が悪いです。</p> <p>申請農地の周辺は田んぼであります。</p> <p>日照、接道、用排水は良好です。</p> <p>申請農地の作付の状況は、昨年水稻が植えてあったと思われます。</p> <p>あと1筆の〇〇〇字〇〇〇〇番については、作付がされてありませんでしたが、管理はきれいにされてありました。</p> <p>以上報告します。</p> <p>続いて受け人について報告します。</p> <p>受け人は、〇〇〇自治会内に住んでいます。</p> <p>営農状況は兼業農家です。</p> <p>渡し人との関係は、昔からの知人だということでした。</p> <p>後継者の部分についてはいるということです。</p>

	<p>取得後の利用状況については、田んぼを作るということでした。</p> <p>また、所有農地の畦畔の管理は良好です。</p> <p>地域との調和も良好です。</p> <p>以上報告します。</p>
議長（会長）	<p>次の整理番号10番の農地の報告を中津ゆみ子委員に、申請人「受け人」の報告を上村委員にお願いします。</p> <p>まずは、農地の報告を中津ゆみ子委員にお願いします。</p> <p>はい、中津ゆみ子委員。</p>
中津ゆみ子委員	<p>整理番号10番の農地計2筆について報告します。</p> <p>申請農地は、〇〇〇自治会内にあります。</p> <p>基盤整備が済んでなくて、農地は出入口が悪いため、長い間遊休地化してました。</p> <p>日照はいいですけど、排水は悪いです。</p> <p>以上報告します。</p>
議長（会長）	<p>次に、申請人「受け人」の報告を上村委員にお願いします。</p> <p>はい、上村委員。</p>
上村委員	<p>整理番号10番の受け人について報告します。</p> <p>受け人は、稲作主体の専業農家です。</p> <p>後継者は、息子さんがいらっしゃいますが、まだわからないとのことでした。</p> <p>渡し人との関係は他人です。</p> <p>受け人は、所有農地の畦や水路の管理も適切に管理されており、問題ないと判断します。</p>
議長（会長）	<p>次に、整理番号11番の農地および申請人「受け人」の報告を永田委員にお願いします。</p> <p>はい、永田委員。</p>
永田委員	<p>整理番号11番の農地の報告と受け人合わせて行いたいと思ひ</p>

ます。

農地は畑3筆、田1筆なんですけど、この田んぼのほうから説明したいと思います。

この田んぼは、〇〇〇〇〇自治会内にありまして、自治公民館のちょうど上の以前トラクターが落ちて亡くなられた字〇〇という字で、ちょうどその坂を下ったところにあります。

未整理田で農地形状は悪く、周囲一帯は西と東が山林、日照は10時から3時頃まで陽が当たるような場所です。

接道はあります。

用水の状況は天水で、排水路はありました。

作付は、水稻だけだと思います。

続きまして、畑3筆を報告します。

場所は、〇〇〇〇〇自治会内にあります。

字〇〇地区で、この受け人宅の西側にある畑です。

西側の方にあります。

道路の方からはちょっと家があるため見えませんが、3筆ですが1枚の畑になっています。

形状は長方形で、周辺一帯は畑と宅地です。

日照は良いです。

接道がちょっと悪いような感じがしました。

用排水につきましてはあります。

その一部が菜園になっていました。

管理は良くされてありました。

以上報告します。

次に、受け人について、受け人宅は今言いました畑の東側にあり、〇〇〇〇〇自治会の〇〇地区にあります。

営農状況は専業。

渡し人との関係は親子です。

<p>議長（会長）</p>	<p>後継者につきましては、娘の子供たちがするような話をされて いました。</p> <p>取得後の利用は畑です。</p> <p>所有地はよく耕してありました。</p> <p>地域との調和は良いです。</p> <p>以上報告します。</p> <p>次に、整理番号12番の農地および申請人「受け人」の報告を 下原委員にお願いします。</p> <p>はい、下原委員。</p>
<p>下原委員</p>	<p>整理番号12番の農地と受け人について報告します。</p> <p>申請地は、〇〇〇自治会内で、基盤整備された水田です。</p> <p>周囲一帯は宅地と水田が混在した場所で、以前から〇〇さんが 耕作されています。</p> <p>また、現状は2筆が1枚の田んぼになっていました。</p> <p>受け人の営農状況は、稲作と繁殖牛の複合経営です。</p> <p>後継者もいます。</p> <p>所有農地の管理も行き届いており、問題ないと判断します。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>次に、整理番号13番の農地および申請人「受け人」の報告を 永田委員にお願いします。</p> <p>はい、永田委員。</p>
<p>永田委員</p>	<p>整理番号13番について報告します。</p> <p>農地につきましては、〇〇〇〇〇自治会内にありまして、〇〇 〇〇さんのところから〇〇の方へ行く道があります。</p> <p>300メートル〇〇の方に行った左側の畑です。</p> <p>基盤整備はされてありません。</p> <p>農地の形状は、きれいな長方形でした。</p> <p>周辺一帯は畑で、日照は良いです。</p> <p>接道も良いです。</p>

	<p>用排水は、自然排水だと思います。</p> <p>作付は野菜だそうです。</p> <p>農地としての問題は別に何もありません。</p> <p>農地については以上です。</p> <p>受け人につきまして報告します。</p> <p>受け人も、この〇〇〇〇さんの目の前に住んでいらっしゃいます。</p> <p>〇〇〇〇自治会です。</p> <p>営農状況は専業です。</p> <p>サツマイモとか野菜をされる予定と言われてます。</p> <p>譲渡人との関係は、他人だそうです。</p> <p>後継者の有無につきましては、子供さんが〇〇にいるとおっしゃいました。</p> <p>取得後の利用状況は、畑で利用するとのことでした。</p> <p>所有農地の畦畔につきまして良好です。</p> <p>地域との調和は良好です。</p> <p>この家の周りの畑を全部まとめたいそうですので、何かそういったことをおっしゃっておりました。</p> <p>以上報告します。</p>
議長（会長）	<p>事務局から補足説明があるそうですので、事務局お願いします。</p>
事務局	<p>さきほどの委員調査で報告をいただきましたが、7ページをご覧ください。</p> <p>整理番号4番の案件についてになります。</p> <p>2筆の畑と田んぼを今回売買ということで報告の中で、〇〇字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、畑、78平米、こちらについては竹が生えているというような状況の報告がありました。</p> <p>実際には、いま委員さんとも確認をしたんですが、今現在はし</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>っかりここは刈り取られてですね、きれいな状態になっているということで報告を受けています。</p> <p>補足させていただきました。</p> <p>ただいま各委員からの調査報告が終わりました。</p> <p>続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。</p> <p>はい、事務局。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、事務局より判断根拠を説明します。</p> <p>今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第5号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ありませんでした。</p> <p>農地法第3条第2項第6号につきましては、委員の皆様から事前調査の報告がありましたとおり、地域との調和要件など問題はないということです。</p> <p>したがって、計13件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>判断根拠の説明が終わりました。</p> <p>これより議案第51号の審議に入ります。</p> <p>ここで、所有権移転、整理番号10番の譲受人は、〇〇委員と同居する親族であります。</p> <p>よって、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。</p> <p>〇〇委員の退席をお願いします。</p> <p>（〇〇委員 退席）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>それでは、所有権移転、整理番号10番の審議に入ります。</p> <p>各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>

議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>所有権移転、整理番号10番は原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>はい、全員賛成と認めます。</p> <p>よって、所有権移転、整理番号10番は、お諮りのとおり決定します。</p> <p>〇〇委員の退席を解きます。</p> <p>（〇〇委員 着席）</p>
議長（会長）	<p>それでは、続いて所有権移転、整理番号10番を除く議案第51号の審議に入ります。</p> <p>各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>はい、下原委員お願いします。</p>
下原委員	<p>整理番号4番について、事務局の方に質問です。</p> <p>山口委員は牛も経営されていると説明されましたが、ここ（議案書）には書かれてないですが。</p> <p>それと、〇〇歳の〇〇〇さんという方は牛の飼育の仕事もされており〇〇頭いると説明があったのですが、1人でされてるんですか、家族とされてるんですか。</p>
議長（会長） 事務局	<p>事務局、説明をお願いします。</p> <p>整理番号4番の件ということで、牛の飼育について確認したところ、〇〇〇〇〇さんの娘さんの旦那さんになるんですが、経営されている法人が所有をしています。</p> <p>実際には、この今回申請者である受け人もその経営は手伝ってはいるということで確認をとっているところです。</p> <p>以上です。</p>

議長（会長）	よろしいですか。
下原委員	はい。
議長（会長）	他に質疑はありませんか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 所有権移転、整理番号10番を除く議案第51号は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長（会長）	はい、全員賛成と認めます。 よって、議案第51号はお諮りのとおり決定します。 次に、議案第52号「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定等）について」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。 はい、事務局。
事務局	議案第52号、農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定等）について説明します。 14ページをご覧ください。 今月の計画件数は61件です。 申出人の住所、氏名、借賃、備考欄につきましては、特記事項のみ説明し、他は省略します。 それでは資料の15ページをご覧ください。 整理番号1番。 田2筆、2256平米の使用貸借です。 前原委員の掘り起こしです。 整理番号2番。 田1筆、1928平米の賃貸借です。 整理番号3番。

	<p>田2筆、824平米の使用貸借です。 整理番号4番。</p> <p>田3筆、2217平米の賃貸借です。 整理番号5番。</p> <p>畑2筆、1463平米の賃貸借です。 整理番号6番。</p> <p>畑1筆、687平米の使用貸借です。 整理番号7番。</p> <p>田8筆、4419平米の賃貸借です。 16ページをご覧ください。 整理番号8番。</p> <p>田3筆、2172平米の賃貸借です。 整理番号9番。</p> <p>田3筆、2684平米の使用貸借です。 整理番号10番。</p> <p>田1筆、1416平米の使用貸借です。 整理番号11番。</p> <p>畑11筆、1万3287平米の賃貸借です。 整理番号12番。</p> <p>畑1筆、963平米の使用貸借です。 整理番号13番。</p> <p>田3筆、7310平米の賃貸借です。 17ページをご覧ください。 整理番号14番。</p> <p>田1筆、1492平米の賃貸借です。 整理番号15番。</p> <p>田3筆、3814平米の賃貸借です。 整理番号16番。</p>
--	--

	<p>田1筆、1664平米の賃貸借です。 整理番号17番。</p> <p>田3筆、5720平米の賃貸借です。 整理番号18番。</p> <p>田4筆、2891平米の賃貸借です。 整理番号19番。</p> <p>田1筆、1309平米の使用貸借です。 整理番号20番。</p> <p>畑1筆、1130平米の賃貸借です。 整理番号21番。</p> <p>田1筆、1360平米の賃貸借です。 18ページをご覧ください。 整理番号22番。</p> <p>田6筆、1万2578平米の賃貸借です。 整理番号23番。</p> <p>田1筆、1381平米の賃貸借です。 整理番号24番。</p> <p>田1筆958平米の賃貸借です。 整理番号25番。</p> <p>田11筆、8669平米の賃貸借です。 整理番号26番。</p> <p>田3筆、1451平米の賃貸借です。 19ページをご覧ください。 整理番号27番。</p> <p>田2筆、1350平米の賃貸借です。 整理番号28番。</p> <p>田1筆、2942平米の賃貸借です。 整理番号29番。</p>
--	---

	<p>田1筆、1195平米の賃貸借です。 整理番号30番。</p> <p>田3筆、1万1519平米の賃貸借です。 整理番号31番。</p> <p>田5筆、6476平米の賃貸借です。 整理番号32番。</p> <p>田5筆、8516平米の賃貸借です。 整理番号33番。</p> <p>田2筆、3989平米の賃貸借です。 整理番号34番。</p> <p>田1筆、986平米の賃貸借です。 20ページをご覧ください。 整理番号35番。</p> <p>田10筆、6082平米の賃貸借です。 整理番号36番。</p> <p>田1筆、1493平米の賃貸借です。 増田委員の掘り起こしです。 整理番号37番。</p> <p>畑1筆、489平米の賃貸借です。 園田委員の掘り起こしです。 整理番号38番。</p> <p>田1筆、824平米の賃貸借です。 園田委員の掘り起こしです。 整理番号39番をご覧ください。 整理番号39番の筆計のところで、「田2筆」となっていますが、「田1筆」の間違いになります。 修正をお願いします。 整理番号39番。</p>
--	--

	<p>田1筆、195平米の使用貸借です。 園田委員の掘り起こしです。 整理番号40番</p> <p>田7筆、7032平米の使用貸借です。 21ページをご覧ください。 整理番号41番。</p> <p>田5筆、2060平米の賃貸借です。 整理番号42番。</p> <p>田2筆、1570平米の賃貸借です。 整理番号43番。</p> <p>畑1筆、1621平米の賃貸借です。 整理番号44番。</p> <p>田1筆、1003平米の賃貸借です。 整理番号45番。</p> <p>田1筆、4006平米の賃貸借です。 整理番号46番。</p> <p>田1筆、986平米の賃貸借です。 整理番号47番。</p> <p>田8筆、6174平米の賃貸借です。 22ページをご覧ください。 整理番号48番。</p> <p>田1筆、556平米の賃貸借です。 整理番号49番。</p> <p>畑1筆、1396平米の賃貸借です。 整理番号50番。</p> <p>畑2筆、3974平米の賃貸借です。 園田委員の掘り起こしです。 整理番号51番。</p>
--	---

議長（会長）	<p>田1筆、畑1筆、計2筆、2696平米の賃貸借です。 整理番号52番。</p> <p>畑1筆、512平米の賃貸借です。 整理番号53番。</p> <p>田2筆、2611平米の使用貸借です。 整理番号54番。</p> <p>田3筆、1875平米の賃貸借です。 整理番号55番。</p> <p>田1筆、1520平米の賃貸借です。 整理番号56番。</p> <p>田3筆、4892平米の賃貸借です。 23ページをご覧ください。 整理番号57番。</p> <p>畑3筆、1619平米の使用貸借です。 整理番号58番。</p> <p>田2筆、466平米の賃貸借です。 整理番号59番。</p> <p>田3筆、663平米の賃貸借です。 整理番号60番。</p> <p>田1筆、3397平米の賃貸借です。 整理番号61番。</p> <p>田2筆、997平米の賃貸借です。</p> <p>以上本計画において賃借権の設定等を受ける者は、賃借権の設定等を受けた後に農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、および作業に常時従事することなど何ら問題ないと考えます。</p> <p>ただいま事務局の説明が終わりました。 ここで、整理番号3番は出し手が〇〇委員であります。</p>
--------	--

<p>議長（会長）</p>	<p>また、この受け手は〇〇委員が役員を務める法人であります。 よって、整理番号3番は、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。 〇〇委員の退席をお願いします。 （〇〇委員 退席）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>これより整理番号3番の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 議案第52号、整理番号3番は原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>はい、全員賛成と認めます。 よって、議案第52号、整理番号3番は、お諮りのとおり決定します。 〇〇委員の退席を解きます。 （〇〇委員 着席）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>次に、整理番号35番の受け手は、〇〇委員と同居する親族であります。 よって、整理番号35番は、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。 〇〇委員の退席をお願いします。 （〇〇委員 退席）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>それでは整理番号35番の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>（質疑なし）</p> <p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第52号、整理番号35番は原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>はい、全員賛成と認めます。</p> <p>よって、議案第52号、整理番号35番は、お諮りのとおり決定します。</p> <p>〇〇委員の退席を解きます。</p> <p>（〇〇委員 着席）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>次に、整理番号44番の受け手は、〇〇委員と同居する親族であります。</p> <p>よって、整理番号44番は、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。</p> <p>〇〇委員の退席をお願いします。</p> <p>（〇〇委員 退席）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>それでは、整理番号44番の審議に入ります。</p> <p>各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第52号、整理番号44番は原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>はい、全員賛成と認めます。</p> <p>よって、議案第52号、整理番号44番は、お諮りのとおり決</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>定めます。</p> <p>〇〇委員の退席を解きます。</p> <p>（〇〇委員 着席）</p> <p>それぞれでは、整理番号3番、35番並びに44番を除く議案第52号の審議に入ります。</p> <p>各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>はい、杉元委員。</p>
<p>杉元委員</p>	<p>21ページの〇〇番の貸付先の〇〇〇〇の代表者は誰ですか。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>はい、事務局お願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>〇〇番の質問に回答します。</p> <p>こちらの〇〇〇〇〇〇さんの方が、先ほど売買の時にもお話があったんですが、〇〇さんの娘さんの旦那さんの方が経営している、実際には〇〇さんという方が経営している会社になります。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>杉元委員</p>	<p>はい。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>下原委員、お願いします。</p>
<p>下原委員</p>	<p>〇〇番の賃借料の件で伺いたいんですが、大体10アール当たり〇〇円なんですけど、ここは〇〇円になってるんですけど、ここはお互いの合意の下で決まったのでしょうか。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>はい、事務局お願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>質問に回答します。</p> <p>こちらが5年目の更新になりまして、以前と同じ契約で以前所有者側は10年で貸して、耕作者が5年で借りておりまして、また継続して借りるということで、尚かつ、その反当りの賃借料も変更しなくてよいかを確認したのですが、大丈夫ということでしたのでこの契約になっています。</p>

議長（会長）	他に質疑ありませんか。
森永委員	<p>はい、森永委員。</p> <p>勉強方々教えてほしいんですけども、この中で○番、○○番、○○番、○○番の関係で、○○○ですかね、○○さんという方がされているので大体わかるのですが、無農薬関係で野菜を作っているということで販売はされていると思うんですけども、今ここに出てきているだけで、6反歩近くのものが出てきてるんですが、実際この方たちが今どれぐらいの面積をされていて、何人ぐらいでされているのか。</p> <p>○○さんという方がされているのはわかってるんですが、私の近くにも田んぼ等あるんですが、無農薬であるために、ひえが相当出てたというのが頭の中の片隅にあるので、国道沿いを見ても玉ねぎとか人参とか大豆とか作ってらっしゃるのはわかるんですよ。</p> <p>玉ねぎを見ても、草がたまねぎの根元から相当出てきてるなという感じがするので、この面積、経営規模、従業員数あたりがわかれば教えてほしいと思います。</p>
議長（会長）	事務局、わかりますか。
事務局	<p>事務局、お願いします。</p> <p>質問に回答させていただきます。</p> <p>経営規模等のちょっと詳しいところに関しては、また休憩明けに回答する形でもよろしいですか。</p>
議長（会長）	<p>今調査するそうですので、ここで休憩を入れたいと思います。</p> <p>10時15分に再開します。</p> <p>（休憩 10時05分～10時15分）</p>
議長（会長）	それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

<p>事務局</p>	<p>先ほど質問がありました〇〇〇について、事務局の方から説明をお願いします。</p> <p>はい、事務局。</p> <p>先ほどの質問に対して回答します。</p> <p>まず、矢野さん、〇〇〇さんについて、まず経営面積については今現状契約をしているところについてが、〇〇〇〇〇〇平米。</p> <p>大体〇〇〇〇ぐらいになりまして、今回の2月総会、あと3月総会の方でも一応挙げられるので、そちらの方をどちらも足すと、〇〇〇〇〇〇平米ですね。</p> <p>従業員は、〇〇さんが行ってることしか聞いてないので〇〇さんが1人で、周りの人から助けてもらいながら行ってると思うんですけども。</p> <p>〇〇さんの方から聞いているものに関しては、これから〇〇〇さんの方も法人化をしていくということで、尚かつ、エコロジカルタウンというのがあるんですけども、そちらの方で主となって動いている状況で、エコロジカルタウンの新規就農者に対して一緒に農業を行っていく上で、農業の基礎的なところを教えていく。</p> <p>一緒に、〇〇〇さんで契約してるところで、研修を一緒に行っていく上で、農業について新規就農者に対しての指導も兼ねて農業をしていきたいということも考えているらしくて、面積が今増えていってる状況で、〇〇さんしかいない状況ではあるんですけども、新規就農者に対して力添えをもらいながら一緒に行っていくことも考えているという、計画もしているということです。</p> <p>あとは、これも計画段階ではあるんですが、今西川北の遊休農地の方の解消事業の方も考えてるらしくて、そちらの方の面積</p>
------------	---

	<p>〇〇さんは、今回が初めての賃貸契約になっていくんですけども、今回の農地と併せて、あとは〇〇〇〇〇〇さんの方が所有している農地の方も今度の3月総会で〇〇さんが借りる形で契約が入りますので、そちらの方が経営面積となってきます。</p> <p>面積としては、今回のものと合わせて、大体〇〇〇ぐらいになってきます。</p> <p>あとは、元々この〇〇〇〇〇〇〇〇さんは〇〇〇の方で〇〇関係の会社で作られたものなんですけれども、今年契約が入る前にですね、こちらのえびのの実家の方に住所も移しまして、尚かつ、定款の方に農業の作業についての定款に載せた上で、農業を主体として実家に帰ってきて農業を主体にしてこれからえびなので農業していくということで話は聞いています。</p> <p>以上でよろしかったでしょうか。</p>
議長（会長）	<p>ただいま説明がありましたけれども、他に意見はないですか。質疑等はありませんか。</p>
竹下会長代理	<p>はい、竹下会長代理。</p> <p>〇番、〇番、〇〇番の受け手は少し問題のある人なんですけども、この契約期間が1年8か月となっているんですが、やはり事情が何かあるんですか。</p>
議長（会長） 事務局	<p>はい、事務局お願いします。</p> <p>質問に回答させていただきます。</p>
議長（会長） 事務局	<p>こちらは備考欄に書いてありますとおり、耕作者変更となっているのですが、以前耕作していた方、〇〇〇さんという方なんですけども、その方が機械の関係でここ付近の農地を耕作することがちょっと難しいということで、もう作れなくなったということがありまして、今回の変更になりました。</p> <p>期間は。</p> <p>今回の耕作者の期間は、耕作者変更になるので継続しての残り</p>

議長（会長） 田中委員	<p>期間になります。</p> <p>他に質疑ありませんか。</p> <p>はい、田中委員。</p> <p>〇〇番ですけど、これは〇の〇〇〇だと思えますけど、この中で、条件っていうか、使用貸借になっているのは、これはただで貸すというようなことですか。</p>
議長（会長） 事務局	<p>はい、事務局から説明をお願いします。</p> <p>53番についてなのですが、こちらはですね、〇〇さんと〇〇さんが直接、現場に私も一緒に行って話したんですけども、今から作られてないところになりまして、そこをこれからも作っていくということで、何年かは使用貸借でということで、今こちらの方の契約を結んでます。</p>
議長（会長） 鶴田委員 事務局	<p>よろしいですか。</p> <p>はい、鶴田委員。</p> <p>現地は見たんですか。</p> <p>現地の方は見てないんですけど、その〇〇さんは現地を確認したということです。</p>
議長（会長） 鶴田委員 事務局	<p>はい、鶴田委員。</p> <p>そこはやっぱり問題がある人もいるので、とにかくそういう人もいるから、事務局でやっぱり確認した方がいいと思います。</p> <p>これは意見です。</p>
事務局 鶴田委員 事務局	<p>田んぼの状況ということですか。</p> <p>はい。</p> <p>実際今回契約を結ばせていただいたのも、この〇〇さんがまだ中間を通してというか、話が事前に農業委員会を通しての契約がないので、事務局としても判断するための資料がないもので、とりあえず一旦契約をしないと、事務局としてもその状況が把握できないと考えています。</p>

<p>田中委員 事務局 田中委員 事務局 議長（会長）</p>	<p>以前は借りたことがあると思います。 たぶん契約自体はされていないんじゃないですかね。 いや、私が仲介に入った記憶があります。 今回が中間管理機構の利用自体が初めてなんです。 事務局の方で今後利用状況を確認するというので、お願いしたいと思います。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>他にありませんか。 （質疑なし） 質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 整理番号〇番、〇〇番、〇〇番を除く議案第52号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>はい、全員賛成と認めます。 よって、議案第52号は、お諮りのとおり決定します。 なお、原案のとおり、宮崎県農業振興公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請します。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に、議案第53号「農用地利用集積等促進計画（所有権移転）について」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。 はい、事務局。 それでは、議案第53号、農用地利用集積等促進計画（所有権移転）について説明します。 24ページをご覧ください。 この議案は、農地中間管理機構の売買事業の案件となります。 本案件の申請件数は2件です。 25ページをご覧ください。</p>

	<p>それでは、申請内容について概略を説明します。</p> <p>整理番号1番。</p> <p>事業区分は、支援事業の即売りです。</p> <p>申請対象農地は、田1筆、1374平米で、農振農用地です。</p> <p>対価は〇〇〇円です。</p> <p>受け手は認定農業者であり、複合経営を行っています。</p> <p>農地購入後の利用としましては、水田を予定されています。</p> <p>担い手区分をご覧ください。</p> <p>申請対象農地は、〇〇の地域計画内の農地であり、今後、地域計画内の担い手として位置づけられると見込まれますので、売買事業活用の要件を満たしていると判断しています。</p> <p>事業区分の欄をご覧ください。</p> <p>これは事業を活用する際の農地の出し手、受け手による手数料の負担割合についてになります。</p> <p>支援事業の場合は手数料が2%、一般事業の場合は手数料が2.5%となります。</p> <p>受け手が認定農業者であること、団地化要件、基準面積要件、申請対象地が農振農用地であることの全ての要件を満たしていましたので、支援事業と判断しています。</p> <p>続きまして、整理番号2番。</p> <p>事業区分は、支援事業の即売りです。</p> <p>申請対象農地は、田1筆、809平米で、農振農用地です。</p> <p>対価は24万円です。</p> <p>受け手は、認定農業者で複合経営を行っています。</p> <p>農地購入後の利用としては、水田を予定されています。</p> <p>担い手区分をご覧ください。</p> <p>申請対象農地は、〇〇の地域計画内の農地であり、受け手は地域計画内の担い手として位置づけられていますので、売買事業</p>
--	---

<p>議長（会長）</p>	<p>活用の要件を満たしていると判断しています。 事業区分をご覧ください。 受け手が認定農業者であることなど、全ての要件を満たしておりますので、支援事業と判断しています。 以上本計画において、所有権移転を受ける者は、所有権移転を受けた後に、農用地の全てを効率的に利用して耕作することおよび農作業に常時従事することなど、何ら問題ないと考えます。</p> <p>ただいま事務局の説明が終わりました。 これより議案第53号の審議に入ります。 各委員の審議を求めます。 質疑はありませんか。 (質疑なし)</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 議案第53号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>はい、全員賛成と認めます。 よって議案第53号は、お諮りのとおり決定します。 なお、原案のとおり、宮崎県農業振興公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請します。</p> <p>次に、議案第54号「農地法第5条の規定による許可申請について」、並びに議案第55号「非農地証明願いについて」を一括議題とします。 事務局から説明をお願いします。 はい、事務局。</p>

事務局	<p>議案第54号、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>今月の許可申請件数は3件です。</p> <p>申請人等の住所、氏名については省略します。</p> <p>27ページをお開きください。</p> <p>整理番号1番と整理番号2番については同一案件となるため、あわせて説明します。</p> <p>申請地は、大字〇〇字〇〇、田2筆、3275平米を業務用駐車場敷地として申請するものです。</p> <p>権利関係は売買です。</p> <p>立地基準につきましては、農地区分が第一種農地、都市計画区域は、区域内用途指定なし、農地区分は区域内白地となります。</p> <p>第一種農地は原則不許可ですが、不許可の例外となる流通業務施設等その他これらに類する施設に該当するため、問題ないと判断しています。</p> <p>備考欄に記載してございますが、事業面積は既存の工場敷地を含んだ4714.65平米となります。</p> <p>事業費につきましては、土地購入費〇〇〇〇円、造成費〇〇〇〇〇〇〇〇円、進入道路工事費〇〇〇〇円、計〇〇〇〇〇〇〇〇〇円を自己資金にて対応されます。</p> <p>敷地内の雨水は、地下浸透および集水枿を設置し、南側水路にて処理されます。</p> <p>本案件について、第一種農地の不許可の例外が、流通業務施設等その他これらに類する施設に該当するとの説明を行いましたが、このことについて補足説明します。</p> <p>この例外につきましては、第一種農地の場合は、国道または県道沿いで、その他これらに類する施設として自動車整備工場が</p>
-----	--

該当します。

今回の案件は県道沿いで、自動車整備工場に付随する修理車両置き場としての駐車場となるため、不許可の例外に該当するものです。

続きまして、整理番号3番については、27ページと28ページにまたがっています。

申請地は、大字〇〇字〇〇〇、畑4筆、820.86平米を蓄電池施設等の設置敷地として申請するものです。

権利関係は売買です。

立地基準につきましては、農地区分が第三種農地、都市計画区域は、区域内、第二種住居地域、農地区分は、区域外となります。

備考欄に記載してですが、事業面積は、登記地目雑種地を含んだ899.86平米となります。

事業費につきましては、土地購入費〇〇〇〇〇〇円、設備費用〇〇〇〇〇〇〇円、造成その他工事費〇〇〇〇〇〇円、計〇〇〇〇〇〇〇円を自己資金にて対応されます。

敷地内の雨水は、地下浸透にて処理されます。

本案件の転用目的が蓄電池施設等の設置となっておりますが、このことについて補足説明します。

太陽光発電事業に代わって蓄電池事業が注目されてきています。

電気も日本卸売電力取引所というところで取引されており、商品となる電気は、発電が多くなる時間帯や需要が少ない時間帯は安く取引され、逆に発電が少ない時間帯や需要が多くなる時間帯では高く取引されます。

その価格差が利益となる事業となります。

また、蓄電池事業は、電力供給の安定化を図るための特徴も持

っています。

風力発電や太陽光発電など自然の力を利用し、発電する方法は、不安定な電力供給となりますが、蓄電池事業により余剰分は蓄え、不足する場合は供給する電力供給の安定化を図る役割を持ちます。

28ページをお開きください。

続きまして、整理番号4番と整理番号5番については同一案件となるため、併せて説明します。

申請地は、大字〇〇字〇〇、田1筆、畑1筆、計2筆、157平米を一般住宅敷地として追認申請するものです。

始末書の提出があります。

権利関係は売買です。

立地基準につきましては、農地区分が第二種農地、都市計画区域は区域内用途指定なし、農地区分は区域内白地となります。

備考欄に記載してですが、事業面積は登記地目山林を含んだ266平米となります。

事業費につきましては土地建物購入費として〇〇〇〇円を自己資金で対応されます。

敷地の雨水は地下浸透及び市道側溝にて、また、生活排水は市道側溝にて処理されます。

29ページをお開きください。

続きまして、議案第55号、非農地証明願いについて説明します。

今月の証明願い件数は1件です。

申請人の住所、氏名については省略します。

30ページをお開きください。

整理番号1番。

申請地は、大字〇〇〇〇字〇〇〇、畑1筆、495平米です。

議長（会長）	<p>立地基準につきましては、農地区分が第一種農地、都市計画区域は区域外、農地区分は区域内白地となります。</p> <p>非農地の根拠につきましては、耕作放棄地のうち農地として利用するには一定水準以上の物理条件整備が必要な土地です。現況は山林です。</p>
田中第2小委員会委員長	<p>ただいま事務局の説明が終わりました。</p> <p>議案第54号並びに議案第55号については、昨日2月26日に第2小委員会で審議がされています。</p> <p>ここで第2小委員会から報告をお願いします。</p> <p>はい、田中第2小委員会委員長。</p> <p>それでは、第2小委員会の報告を行います。</p> <p>会長から招集を受けまして、2月26日に、委員9名、事務局3名の計12名の出席のもと、第2小委員会を開催しました。今回の議案は、農地法第5条許可申請3件、非農地証明願い1件、計4件です。</p> <p>初めに、議案第54号、農地法5条の許可申請について、説明します。整理番号1番及び2番は同一事業となるため、あわせて説明します。</p> <p>譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇を営む法人で、修理依頼の車両置き場の確保に苦慮していたということです。</p> <p>これまでも普通車の車両置き場に不足を感じていましたが、大型トラックの修理依頼も多くなり、すぐに工場敷地内に車両を誘導できず、県道の通行の妨げになるなど問題が発生している状況であるとのことでした。</p> <p>申請予定地は工場敷地に隣接する土地を業務用駐車場として利用するものであり、譲渡人に相談したところ、了承を得られたため申請されたものです。</p> <p>場所は、〇〇〇地区の県道〇〇号線、通称、〇〇〇沿いの〇〇</p>

<p>議長（会長）</p> <p>事務局</p>	<p>場所は、〇〇〇地区で、〇〇〇公民館からさらに奥へ北東に約130メートルのところに位置します。</p> <p>申請地の周囲の状況は、概ね住宅地となっていますが、東側が農地、西側は山林、南側は山林と道路、北側が宅地に接しています。</p> <p>東側に隣接農地があるが、周囲に既存のブロック塀があり、土砂等の流出防止が行なわれていました。</p> <p>周辺農地への影響はないと判断し、特に問題は見当たりませんでした。</p> <p>議案第55号、非農地証明願いについて、説明します。</p> <p>整理番号1番。</p> <p>願出地は、大字〇〇〇〇字〇〇〇で、〇〇〇〇〇地区となりますが、〇〇〇〇から北西に約500メートルのところで、西長江浦と上浦の字界付近に位置します。</p> <p>願出地の周囲の状況は、北側及び西側は農地、東側は道路、南側は山林に接しています。</p> <p>竹が生い茂っており、長期にわたり耕作されていない状況でした。</p> <p>以上第2小委員会は、慎重審議しました結果、農地法第5条許可申請3件、非農地証明願い1件について、特に問題は見当たりませんでしたので、全会一致で許可相当及び非農地としてもやむを得ないと判断しました。</p> <p>皆さまのご審議をお願いしまして、第2小委員会の報告を終わります。</p> <p>続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。</p> <p>はい、事務局。</p> <p>判断根拠を説明します。</p> <p>農地法第5条の規定による転用許可申請において、一般基準に</p>
--------------------------	---

<p>議長（会長）</p>	<p>つきましては、申請書に基づき審査した結果問題ありませんでした。</p> <p>立地基準につきましても、小委員長報告にありましたとおり問題ないとのことです。</p> <p>また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続要領および市農業委員会農地判定に係る取扱基準に合致していると判断します。</p> <p>よって、今月の議案第54号および第55号の計4件につきましても、転用許可基準および非農地判断基準を全て満たしていると判断します。</p> <p>第2小委員会委員長報告並びに事務局の説明が終わりました。これより議案第54号並びに議案第55号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>議案第54号並びに議案第55号に対する第2小委員会の判断は、許可相当または非農地として承認相当であります。</p> <p>また、事務局の判断も同様であります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第54号並びに議案第55号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>はい、全員賛成と認めます。</p> <p>よって、議案第54号並びに議案第55号は、お諮りのとおり決定します。</p> <p>なお、議案第54号は、許可相当として県知事に意見書を進達します。</p>

事務局	<p>次に、議案第56号「非農地判断について」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。</p> <p>はい、事務局。</p> <p>31ページの議案第56号、非農地判断について説明します。 今月非農地判断件数は16件です。</p> <p>32ページをご覧ください。 対象筆ごとに説明します。</p> <p>整理番号1番。 大字〇〇〇字〇〇〇、畑、1251平米です。 現況は原野となります。</p> <p>整理番号2番。 大字〇〇〇字〇〇〇、畑、359平米です。 現況は原野となります。</p> <p>整理番号3番。 大字〇〇〇字〇〇〇、畑、1237平米です。 現況は山林となります。</p> <p>整理番号4番。 大字〇〇〇字〇〇〇、田、737平米です。 現況は原野となります。</p> <p>整理番号5番。 大字〇〇〇字〇〇、畑、3674平米です。 現況は原野となります。</p> <p>整理番号6番。 大字〇〇〇字〇〇、田、1229平米です。 現況は山林となります。</p> <p>整理番号7番。 大字〇〇〇〇字〇〇、田、1991平米です。</p>
-----	--

<p>現況は山林となります。</p> <p>続きまして、33ページをご覧ください。</p> <p>整理番号8番。</p> <p>大字〇〇〇〇字〇〇、畑、505平米です。</p> <p>現況は山林となります。</p> <p>整理番号9番。</p> <p>大字〇〇字〇〇、田、956平米です。</p> <p>現況は原野となります。</p> <p>整理番号10番。</p> <p>大字〇〇字〇〇、田、3108平米です。</p> <p>現況は原野となります。</p> <p>整理番号11番。</p> <p>大字〇〇字〇〇、畑、1206平米です。</p> <p>現況は原野となります。</p> <p>整理番号12番。</p> <p>大字〇〇字〇〇、畑、775平米です。</p> <p>現況は山林となります。</p> <p>整理番号13番。</p> <p>大字〇〇字〇〇、畑、102平米です。</p> <p>現況は原野となります。</p> <p>整理番号14番。</p> <p>大字〇〇字〇〇、田、957平米です。</p> <p>現況は原野となります。</p> <p>34ページをご覧ください。</p> <p>整理番号15番。</p> <p>大字〇〇字〇〇、田、632平米です。</p> <p>現況は原野となります。</p> <p>整理番号16番。</p>
--

<p>議長（会長）</p>	<p>大字〇〇字〇〇、田、96平米です。 現況は原野となります。 田8筆、畑8筆、計16筆の1万8215平米となります。 事務局からの説明が終わりました。 ここで、議案第56号の土地は利用状況等により担当委員が現地確認を行っていただいていますので、非農地判断対象農地について、担当委員から状況説明をしていただきます。 まず、整理番号1番から5番までを宮田委員に代わって、事務局からお願いします。 桑原農地相談員にお願いします。</p>
<p>農地相談員</p>	<p>それでは整理番号1から5について、報告します。 まず1から4はひとかたまりになった農地ですので、1から4をまとめて報告します。 まず所有者が〇〇さんと〇〇さんで、2人で2筆ずつです。 まず1と3は杉林です。 特に3番目は、胴回りがひと回りもあるような、30年以上経ったような杉林です。 それから1は、まだ10年ぐらいの若い杉林でした。 2と4はですね、この杉林を入れていかないと行けないような進入路のない農地です。 それと2と4は、杉林の陰になって雑木と竹が生い茂って、おまけに陽が当たらないもんですから、湿地になっています。 この1から4までは、周りが高い杉林に囲まれていますけれども、少し離れていますので全く陽が当たらないということではありませんけれども、結果的にやはり時間帯によって陽が当たらない関係上湿地になっています。 今後の耕作の可能性ですが、2と4は、所有者、親戚、後継者も死亡されて後継者もいませんので、10年来も耕作をされて</p>

おりません。

1と3は先ほど申し上げましたように、既に杉林、杉が植林されている状態です。

こういった状況から見て、まず2と3はこの杉が伐根されて復元されない限り、農地としては進入路もなく使えない状態ですが、この杉が10年以上の大きさになっているということは、今後も多分耕作される見込みがないところを判断して、非農地として判断されてもしょうがないというような状況です。

場所を説明し忘れていました。

1から4はえびの駐屯地を上がったところの〇〇に〇〇〇〇さんってあるのですが、そこから鍋倉の方へ山道を抜ける道があるのですが、1キロぐらい先のその山の中の農地です。

それから5番目の並石ですが、〇〇は〇〇の〇〇〇〇〇から南の方へ500メートルぐらい行った農道沿いにあります。

この5番目は、周りが全部畑なんですけど、この5番目の農地だけが山になっています。

状況としては、三角形の農地で、上の方はまた雑木ですけども、太ももぐらいの大きさの雑木が茂っています。

下の方は広くはなっていますが、2メートルぐらいの高さの丘になっており、ここも10年ぐらい経ったような雑木です。

所有者も既に亡くなって、長い間経っていますので、その近辺に〇〇〇〇という土木屋の会社があるんですけど、その方が工業用の資材を置いたり、準備を行ったりされています。

農地としてはもう長く使われていませんで、周りは田んぼ、畑の周りは30年ぐらい経った大きな杉で囲まれていて、最初申し上げましたように、隣接農地とは1メートルから2メートルぐらいの段差になっており、ここの農地だけが浮いたような感じになっていますので、将来も後継者もないし何十年もこ

<p>議長（会長）</p>	<p>ろにあります。</p> <p>土地の状況は湿田で、10年以上不耕作の状態で、雑木やカヤが現在茂っています。</p> <p>周辺の状況は、北側と南側と東側の三方が山林で、西側が水路です。</p> <p>取付道路も狭くて、日当たりも悪い場所です。</p> <p>今後の耕作の可能性としては、土地の現状から判断しても、容易に復元は不可能と思われ、継続して耕作していくには困難な土地であり、非農地としてやむを得ないと判断をします。</p> <p>以上報告終わります。</p> <p>次に、整理番号11番から13番までを土器委員にお願いします。</p>
<p>土器委員</p>	<p>整理番号11番と12番を説明しますと、11番の地番〇〇〇番と12番の〇〇〇番、13番の〇〇〇番は同じところなので、一括して説明したいと思います。</p> <p>〇〇から〇〇〇号へ出る線の途中から1キロぐらい入ったところの農地というか原野ですね、ここなんですが、どちらも土地の状況としましては、周りが杉林に囲まれて、杉が40年から50年生で、前を通ってる農道があるのですが、日当たりは良く、長年放置されていたので、唐竹などがいっぱい出てきて、どうしても土地の現状から判断しても容易に復元は不可能と思われ、継続して耕作していくには困難な農地と思い、非農地判断すべきと判断しました。</p> <p>もし、耕作することになっても、イノシシやシカの被害が相当あるのではないかと思います。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>次に、整理番号14番から16番までを津口委員にお願いします。</p> <p>はい、津口委員。</p>

津口委員	<p>農地判断の議案について報告します。</p> <p>整理番号14番、15番、16番は隣接しているため、まとめて説明します。</p> <p>土地の場所は、〇〇〇公民館を西へ3キロメートル行ったところに山林の奥にあります。</p> <p>土地の北側の竹、杉を伐採するために、この農地が改善されていました。</p> <p>8月に行ったときは、雑木、カヤ、笹が生えていました。</p> <p>2月25日に行った時は、きれいに改善されていました。</p> <p>南側には、まだカヤと笹がありました。</p> <p>以上報告します。</p>
議長（会長）	<p>続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。</p> <p>ここで、5分休憩します。</p> <p style="text-align: center;">（休憩 11時15分～11時20分）</p>
議長（会長）	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>まず、32ページの方をご覧いただきたいと思います。</p> <p>32ページの7番ですが、現況は実際荒れていて雑木等も入っているということですが、事務局の方で基盤整備のことが確認できていませんでした。</p> <p>20年前の基盤整備ですが、国庫補助が入っている以上簡単に非農地とすべき農地ではないと考えます。</p> <p>引き続きまして、33ページと34ページです。</p> <p>今津口委員の方からご報告ありました14番と15番、16番の3筆です。</p> <p>こちらについては、今までの利用状況調査を実施して事前に相</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>談員等が確認したうえで原野と判断していたのですが、どうも最近隣接土地の伐採の関係で木が切られているようです。</p> <p>委員で25日に現況確認されたところ、まだ農地性があるということになりましたので、14番、15番、16番については、隣接での伐採の関係で多分伐採されたという形ですので、14番、15番、16番については農地性があると考えます。</p> <p>その上で、ただいまの7番、14番、15番、16番を除いたものについての判断根拠として、えびの市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断しています。</p> <p>今月の議案第56号の計12件について、先ほどあった7番、14番、15番、16番の4筆以外のものについては非農地判断基準を全て満たしていると判断しているところです。</p> <p>これより議案第56号の審議に入ります。</p> <p>ただいま事務局より説明がありましたとおり、7番、14番、15番、16番は農地性があるということです。</p> <p>よって、この4筆以外の残りの土地について非農地とすることについて審議をしていただきます。</p> <p>各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>議案第56号の7番、14番、15番、16番を除く各土地については、担当委員および事務局から説明があったとおり、非農地としてやむを得ないという判断です。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第56号は、先ほどの7番、14番、15番、16番の4筆を除きまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。</p>

議長（会長）	<p>（全員挙手）</p> <p>はい、全員賛成と認めます。</p> <p>よって、7番、14番、15番、16番を除く議案第56号は、お諮りのとおり決定します。</p> <p>なお、非農地として判断をした土地所有者および関係機関に対し非農地通知を行います。</p> <p>以上で本日の審議は終了しました。</p> <p style="text-align: right;">午前11時25分</p>
--------	---